

表の医療分と介護分の合計額179,400円が本年度の保険税額となり、保険税の通知は各世帯主宛に通知します。

世帯主が国保に加入していない場合でも、家族の中に国保に加入している人がいれば、保険税は世帯主が納めることとなります。



保険税を理由もなく 滞納しつづけると

特別な理由もなく保険税を滞納し続け、納付相談にも応じない場合には、保険証を返していただくこともあります。そして保険証の代わりに「被保険者資格証明書」を交付し、これで診療を受けていただきます。

この場合、病院で支払う医療費は全額負担となり、あとで申請に基づき国保が基準とする医療費の7割が支給されることとなります。

なお、本年度からは、保険税の各納期限から厚生省令で定める期間（1年間）が経過しても特別な理由もなく保険税を滞納している世帯に対しては、義務的に被保険者証の返還及び資格証明書の交付を行うこととされましたので、納期は必ず守るようにしてください。

保険税の計算例自営業の場合

世帯の被保険者数 4人（うち40歳以上65歳未満2人）
前年の所得額 100万円
固定資産税額 5万円

〔医療分〕

- (1) 平等割（1世帯24,900円）
24,900円×1世帯=24,900円
- (2) 均等割（被保険者1人につき17,900円）
17,900円×4人=71,600円
- (3) 所得割（基礎控除330,000円）
(1,000,000円-330,000円)×5.89/100=39,463円
- (4) 資産割
50,000円×38/100=19,000円

医療分年間保険税額

- (1)+(2)+(3)+(4)=154,900円(100円未満切り捨て)
- ※保険税の1世帯限度額は「53万円」です。

〔介護分〕

- (5) 平等割（1世帯4,060円）
4,060円×1世帯=4,060円
- (6) 均等割（被保険者1人につき6,560円）
6,560円×2人=13,120円
- (7) 所得割（基礎控除330,000円）
(1,000,000円-330,000円)×0.72/100=4,824円
- (8) 資産割
50,000円×5.0/100=2,500円

介護分年間保険税額

- (5)+(6)+(7)+(8)=24,500円(100円未満切り捨て)

※保険税の1世帯限度額は「7万円」です。

同じ世帯の40～65歳未満の人以外の所得などは、介護分の計算に影響しません。

“家庭でできる

食中毒予防対策6つのポイント”

- (1) 買い物をするとき
・魚、肉、野菜など生鮮食品は、新鮮な物を購入しましょう。
- (2) 保存するとき
・冷蔵や冷凍の必要な食品は、持ち帰ったらすぐに冷蔵庫や冷凍庫に入れましょう。
- (3) 下準備のとき
・下処理する前に、魚及び肉などの食材を扱った後には、必ず手を洗きましょう。
・野菜、果物は流水でよく洗きましょう。
- (4) 調理のとき
・調理の前には、必ず手を洗きましょう。
・加熱調理をする食品は、中心部の温度が75以上を目安に十分加熱しましょう。
- (5) 食事のとき
・食事の前には、必ず手を洗きましょう。
・調理済みの食品は、室温に放置せず早めに食べましょう。
- (6) 食べ残しがあるとき
・調理してから時間が経ち過ぎたと思ったら思い切って捨てましょう。

◆特に海や山などの行楽地で食べる「お弁当やおにぎり」は、必ず当日に調理し、食べるまでは直射日光を避けるなどして保管し、温度管理に注意しましょう。さらに、なるべく早めに食べ、食べ残しを時間を置いて食べることは避けましょう。

